



「スイッチング円滑化タスクフォース」における検討の進捗について

令和3年2月1日
総務局

1 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

2 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

3 SIMロック解除の一層の推進

4 eSIMの促進

1 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

2 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

3 SIMロック解除の一層の推進

4 eSIMの促進

MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討（事業者間協議の整理）

- 事業者間協議において、ワンストップ化を実現する方式については、事業者から提案のあった下表の2案に基づき検討を行った。「競争ルールの検証に関する報告書 2020」の議論において、ワンストップ化は多大な検討期間・コストを要すると考えられてきたが、提案を見る限り、既存システムを活用することなどにより必ずしもそのような状況にはなく、検討すべき課題はあるものの、これらの案を基本としつつ、ワンストップ化の実現に向けて詳細な検討を行っていくことは可能と考えられる。なお、多くの事業者が存在するMVNO(委員会)からは、現時点では、コスト・参加の容易性等の観点から案2が現実的との意見がある。
- ワンストップ化の実施時期については、概ね次の意見があり、今後の議論において更に検討していく必要がある。なお、実施時期に関し、全事業者が一斉にワンストップ化を実施することが望ましいとしつつも、できる限り早期にワンストップ化を実施する観点からは、一定期間ツーストップ方式との併用も考えられるとの意見もあり、案2はこの併用を可能としている。
 - ① 1年程度の準備・検討により早期に実施すべきとの意見(楽天、MVNO)
 - ② R3.4.1以降のツーストップの改善状況を見極めて実施すべきとの意見(MNO3社)
- MNPをワンストップで実施する方式について、米・仏等の先進諸国においても採用しており、また、国内の他産業をみても電力の小売り等において、ワンストップでの事業者乗換えが行われている状況にある。携帯電話においても、利用者が自分にあったサービス・事業者を手軽に乗り換えることができ、その手続が一層使いやすいものとなるよう、議論を深めていくことが適当である。

<提案のあったワンストップ化の方式>

| 実現方法 | | 開発・準備期間 ／コスト | MVNOの参加方式 | 解約時重要事項 説明の方式 | 留意事項等 |
|------------|---|---|--------------------------------------|------------------------------|---|
| 案1 (注1) | すべての事業者が移転元の利用者情報等を確認できる共通システム(スイッチング支援システム(注2))を設置する方式 | 更なる検討が必要 (案2よりも大と想定) (※ 一事業者による試算 10億円程度 (別途運用費用が発生)) | 新たにスイッチングシステムとの接続が必要 | 移転先事業者が実施(スイッチング支援システムにアクセス) | ・スイッチング支援システムの設置・運営者を選定の必要 ・スイッチング支援システムへの登録等が煩瑣 |
| 案2 (注1) | 既存システムを活用し、移転先事業者からの申請でもMNP予約番号を発行するための機能等(API)を開発する方式 | 1年程度 1億円程度 ※ 一事業者による試算 | 現状通りMNOと接続 ※API開発のためのコスト負担は必要 | 移転を希望する利用者が移転元事業者のウェブサイト等で確認 | ・ツーストップ方式との併用も可能 ・MNOとAPI連携を行っていないMVNOにとって運用上の課題あり |

(注) 1 両案ともに、既存のルーティングシステムは維持することとしている。

2 電力(小売)において、当該方式を採用し、電力広域的運営推進機関が管理・運営している。

1 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

2 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

3 SIMロック解除の一層の推進

4 eSIMの促進

キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討(整理案)

基本的方向性

- キャリアメールについては、携帯事業者が提供する基本的なサービスとして長年にわたって利用されてきており、法令を踏まえた本人確認を行った上で提供していることから、信頼性の高いサービスとして位置付けられている。
- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクションプラン」(令和2年10月27日総務省)等に基づいて、事業者間の乗換えの円滑化を図るため、キャリアメールの持ち運びを早期に実現することが適当ではないか。
- キャリアメールのニーズについては、ウェブメールやSNSの進展により、縮小傾向にあるものの、実際の行為者率等を踏まえると、送受信ともに、一定程度のニーズが認められることから、持ち運びを希望する全ての利用者に対して提供可能な環境を実現することが望ましいのではないか。
- キャリアメールの持ち運びを実現するに当たっては、以下の観点を含めることが適当ではないか。
 - 事業者間の乗換えの円滑化に資するという本来の目的に照らし、利用者に対して過度な負担や手続を課さないものとすること。ただし、選択的なサービスであることを踏まえ、コスト回収に必要と考えられる合理的な範囲内の有料化を妨げない。
 - 乗り換えようとする利用者にとって分かりやすいものとするため、キャリアメールを提供するMNO3社において、できる限り共通の方式に統一すること。
 - 事業者間の公正競争の確保及び利用者利便の観点から、MVNOを含めた他事業者にオープンかつ公平な仕組みであること。
 - 新たな開発を伴うものであることから、送受信を問わず利用できるようにするなど、独立したサービスとすることも視野に入れ、サービスの拡張性・発展性のあるものとすること。
- 以上の考え方に基づき、事業者間協議におけるフィージビリティに関する検討を踏まえ、「変更元管理方式」によるサービスの実現を早期に図ることが適当ではないか。

1 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

2 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

3 SIMロック解除の一層の推進

4 eSIMの促進

SIMロック解除の一層の推進(検討中の案)

SIMロックについての考え方の整理(案)

- SIMロックは、事業者の乗換えや海外渡航時の役務の利用に際しての端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なうものであり、また、事業者乗換えのコストを押し上げることにより、料金・サービス内容の差別化による事業者間の競争を阻害するものである。
- SIMロックを今なお設定している一部の事業者は、SIMロックは、端末の割賦代金等を支払わない行為や、端末の詐取を目的とした役務契約等の不適切な行為を防止するための対策として設けているものと主張しているが、それもあくまで事業者側の事情に基づくものであり、かかる行為を行うおそれのない大多数の購入者にとっては、何ら合理的な理由もなく不要な手間や不便が課されるだけのものである。

※1 購入者にとってのメリットとして、端末の盗難を抑止する間接的な効果があるという主張もあった。しかしながら、端末が購入者に渡った後に、当該端末にSIMロックが設定されているか、SIMロックが設定されている場合にどこの事業者によりSIMロックが設定されているかを外形的に判断することは不可能であることを踏まえれば、端末の盗難を抑止する効果があるとの説明に説得力はない。

※2 ある事業者から独自に実施したウェブアンケートの結果をもって、「SIMロック解除を希望しない消費者がいる」という主張もなされた。しかしながら、
 ①既に申出なしの購入時のSIMロック解除を行っている事業者によると、利用者から「申出なしにSIMロック解除を行うこと」について苦情やトラブルは生じていないとの説明があったこと
 ②総務省（電気通信消費者相談センター）に対してもそういった苦情やトラブルは一切寄せられていないことを踏まえると、少なくともSIMロックを強く希望する購入者がいるとは考えづらく、アンケートにおいてSIMロック解除を希望しないと回答した消費者は、SIMロックの本質について十分に理解していなかったものと推察される。

- したがって、SIMロックは、端末を購入する者のうち、ごく一部の者による不適切な行為を防止するという事業者側の都合のための措置であり、それにも関わらず、
 ① かかる行為を行うおそれのないことが確認できた多数の善良な購入者に対して、SIMロックを設定すること、
 ② かかる行為を行うおそれがないことが(購入時には)確認できなかった購入者について、このおそれが解消されたにもかかわらず、設定したSIMロックの解除について購入者に何らかの負担を強いること、
は、いずれも目的を実現するための手段としての合理的な理由はなく、加えて、事業者間の競争を阻害することにも繋がることから、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発展又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるものと言えるのではないか。

SIMロック解除の一層の推進(事業者間協議での検討状況)

「SIMロックの原則禁止」方向性(案)と検討状況

- 携帯電話端末にSIMロックを設定することは、原則として禁止するべきではないか。
- ただし、SIMロックを設定する合理的な理由がある場合には、SIMロックを設定することが許容されるのではないか。具体的には、端末購入時に、不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できなかった場合に限っては、SIMロックを設定することが許容されるのではないか。

購入時

→ 購入時に、端末の割賦代金等を支払わない行為等の不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できた者については、購入者に一切の負担(理解・申出や手間・費用)を課すことなく、SIMロックが設定されていない端末を渡さなければならない。

(対応・検討状況)

- NTTドコモは、2020年8月より、一括払い又は信用確認措置に応じた場合(クレジットカードでの分割払い設定)に、購入者の申出無しにSIMロックを解除した端末を渡している。
- KDDI及びソフトバンクについても、NTTドコモと同様に、一括払い又は信用確認措置に応じた場合(同上)に、購入者の申出無しにSIMロックを解除する方向。

購入時以外

→ 購入時には不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できなかった者についても、その後、確認ができた場合には、購入者に一切の負担(理解・申出や手間・費用)を課すことなく、事業者の責任においてSIMロックを解除しなければならない。

(検討状況)

- 継続検討中。

1 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

2 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

3 SIMロック解除の一層の推進

4 eSIMの促進

eSIMの促進に向けた検討(整理案)

基本的方向性

- eSIMについては、SIMカードを差し替えなくても、オンラインで携帯電話事業者を乗り換えることができるため、利用者による事業者の乗換えの円滑化や海外旅行者等の利便性の向上に資するものである。しかしながら、現時点においては楽天を除くMNO3社や多くのMVNOでは、スマートフォン向けにeSIMを提供していない。
- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクションプラン」(令和2年10月27日総務省)等に基づいて、事業者間の乗換えの円滑化を図るため、スマートフォン向けのeSIMを早期に導入することが適当ではないか。
- この場合には、MNOだけではなく、MVNOもスマートフォン向けのeSIMを導入することが適当ではあるものの、多くのMVNOはMNOの設備と接続しなければeSIMを提供することができないため、MNOはMVNOのスマートフォン向けのeSIM提供を可能とする機能(RSP機能)を開放することが適当ではないか。
- スマートフォン向けのeSIMの早期導入に当たっては、以下の観点を含めることが適当ではないか。
 - 事業者間の乗換えの円滑化に資するという本来の目的に照らし、MNOがスマートフォン向けのeSIMの提供を開始する際には、RSP機能を開放することによりMVNOがMNOとできる限り同等な時期にスマートフォン向けのeSIMの提供をできるようにすること。
 - 書面・対面を必要としないオンラインで完結する事業者間の乗換えを円滑に行うため、eSIMとともにオンラインでの本人確認(eKYC)を行うこととすること。
 - GSMA(eSIMの仕様を策定した業界団体)による認証を受けたサーバーや暗号化通信等を活用することにより現行の物理SIMと同等のセキュリティを確保する仕組みであること。
 - RSP機能の開放以外のeSIMの提供形態について、MVNOから具体的な提案があった場合には、MNOは真摯に協議に応ずること。
- 以上の考え方に基づき、スマートフォン向けeSIMの提供を、MNO・MVNOができる限り同等な時期に、かつ、早期に行うことが適当ではないか。